平成２５年（フ）第９９号
長野県小諸市市町３丁目３番22号
債務者　小西　　修
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１号
長崎県松浦市今福町東免2406番地
債務者　橋口　健次
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４４６号
東京都板橋区東新町１丁目18―７―101
債務者　須藤　享一
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４８９号
神奈川県横浜市都筑区川向町131―202
債務者　齊藤　政信
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９０号
東京都練馬区早宮２丁目12―３
債務者　小泉　彩花
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９１号
東京都八王子市鑓水２丁目1479―８―503
債務者　長岡　縁由
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２６号
東京都足立区保塚町15―６―403
債務者　矢島　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５４８号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目14―39―805
債務者　森岡　　彰
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４４７号
東京都東久留米市下里４丁目１―４―109
債務者　井手　　貞
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４７３５号
東京都北区滝野川６丁目１―３
破産者　永嶋　　悟
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５５１号
東京都豊島区上池袋２丁目45番20号
破産者　有限会社ますみや
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４５号
千葉県浦安市猫実４丁目６―26―303
破産者　千葉　光弘
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９８２号
東京都文京区千駄木３丁目40番17号
破産者　野村建設株式会社
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６３号
埼玉県東松山市神明町１丁目７―33―302
破産者　山田　健二
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６０号
茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢20番地４
破産者　有限会社嶋根商事
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６６１号
茨城県水戸市大塚町996―９
破産者　嶋根　洋昭
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０７０号
千葉県富里市七栄682番地３
破産者　株式会社アイソックコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０７１号
千葉県富里市七栄682―３
破産者　岩田　幸二
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部